

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
30	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童クラブの年間250日以上の開所日数要件を見直し、運営実態に即した基準にする。	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は244日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。 本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上の開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)…土日祝121日/平日244日 2014年(平成26年)…土日祝123日/平日242日 2015年(平日27年)…土日祝123日/平日242日 2016年(平成28年)…土日祝122日/平日244日	平日(月～金)開所の放課後児童クラブが大半である実態を踏まえて、補助要件を見直すことにより、実態に即した運営を実施することができる。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備することとされており、実態に即した補助要件に見直すことで、限られた人材を有効に配置し、放課後児童クラブを増設することができる。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	中津川市		ひたちなか市、川越市、岐阜市、豊橋市、倉敷市、広島市、庄原市、新宮町 ○本市では一部の地域において土曜日の利用者がほとんどなく、必要に応じて開所している。現行の要件である250日以上を満たすために一人も来ないことがわかってはいる中で支援員を2人配置して開所しなければならず、実態に即しているとは言えない状況である。 ○年間の日数の日数が250日未満であることにより、250日以上の開所要件が支障事例となっていることについては、提案団体と同様。 ○本市においても補助要件を満たすため、毎月第1土曜日に開設している。各クラブの規模にもよるが、土曜日の開設はニーズが低いのが実情であるため、制度改正を望む。 ○本市では、土曜日については一部の放課後児童クラブを開設する拠点方式を取っている。補助対象は支援員単位ごとであるので、クラブによっては補助要件を満たさない支援員単位が発している。 ○本市でも、土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭が少ないので、毎週土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭のために、2か所に集約して土曜日に児童保育を実施している現状である。また、利用者のニーズは平日(月～金)の利用が大半であり、各児童クラブでの土曜日の開設については、土曜日の学校行事があった際に保護者の希望を聞いて開設しているため、補助基準の250日以上を満たす児童クラブは少ないのが現状である。これにより、補助基準の要件については、平日の開所日数に基づいた日数に見直しをすること。 ○放課後児童健全育成事業の運営費の補助要件として、放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されているが、本市においては月曜日から土曜日(第二土曜日を除く)まで開所しているものの、土曜日は利用児童数が少なく、複数の支援員を合同で一つの支援員単位として運営する場合があり、四以上の支援員単位を合同で一つの支援員単位として運営したときに、これらのうちの一つの支援員単位について開所日数が250日を下回り、補助要件に合致しないケースが生じている。 ○開所日数250日と249日では交付金交付単価が大きく異なるが、1日分の開所に係る経費は大きく変わらないものである。また、250日以上の日数分に対しても加算等があるため、250日未満の場合は町の費用負担も大きく異なる。事業実施は指定管理体制しているが、近年支援員確保が困難な状況となっており、要件緩和により財源が確保できた場合、町は、指定管理者による支援員の人員確保に係る費用として支出できることとなり、支援員の確保もって児童の健全な育成につながるものである。
73	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の公定価格計算における「連携施設を設けない場合の加減調整部分」について、連携施設の3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」(保育内容の支援)・「代替保育の提供」について、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。現在は平成31年度末までの経過措置期間内であるため連携施設を確保しないことができるが、その場合は、「連携施設を設けない場合の加減調整部分」が適用され、公定価格が減算される仕組みとなっている。「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設を確保する必要がある。どれか1つの要件が欠けてしまうと公定価格が減算されてしまう。例えば、代替保育を除く「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」を確保していたとしても給付費が減算され、「連携に係る経費」に対する公的支援が不利な状態となる。 また、保育所型事業所内保育事業については、「地域枠の子の卒園後の受け皿」の確保が義務付けられているが、減算については、従業員枠と地域枠の区別がなく総定員に応じた減算となっており、義務と給付が一致していない。減算額については、連携施設との連携において経費のかかる事項(連絡調整等)の費用として給付制度に組み込まれていると理解しているが、現状、算出根拠が不明であり、事業者又は施設から費用の妥当性について問われても助言できない。	【制度改正による効果】 項目別・階段状にすることで、算出根拠がある程度明確になり、連携内容に即した加算と公的支援が受けられることとなる。 連携施設との費用に関する交渉が円滑になる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) 公定価格に関するFAQ(よくある質問) ver.11 No.117	内閣府	越谷市	蓮子市、知多市、松山市、宇美町、大村市	○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、3つの要件全てについて備えない場合一律に減算するのではなく、要件毎に減算できるようにする意見に賛同する。 ○本市の施設についても同様の問題があり、同一法人が事業を実施しければ問題なく連携できるが、代替保育の提供については様々な困難を伴う。「連携施設との連携に係る経費」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまうことから事業者も気にかけられている。しかし、保育士不足や、資金改定による余剰人員削減、要入児童の増加による保育士の負担増、事故発生時の責任の所在等で、連携先となる施設が難色を示すため、「代替保育の提供」がクリアできない状態である。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間終了後は、公立園が連携先となる可能性が高いが、財政状況も厳しさを増しており、また保育士の十分な補充がままならない中、代替保育実施のための更なる職員確保は厳しい状況である。こうしたことから、同規模の事業所を連携対象とした緩和策や、ファミリーサポートセンター、保育士派遣サービス等の有資格者派遣サービスの利用も選択可能とするなどの措置でも、事業者の選択肢を広げることができると、目的も達成されるため有効だと考える。 ○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」(保育内容の支援)・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行って、事業所内保育事業所への対応については、当市も同様な問題を抱えていることから、全国的状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。	
260	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。また、待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。 現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。 認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。 認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると思われる。 例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。 安心こども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	一定の質が確保された認可外保育施設の補助条件の見直しを行うことで活用が進み、待機児童の解消につながる。	安心こども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合	酒田市、船橋市、浜松市、高槻市	○本市は地方単独保育事業として認証保育所事業を実施しているが、建物要件や法人としての経済基盤が弱いなどの理由で認可へ移行できない施設もある。また、認可外保育施設は中小企業や個人経営者も多く、認可や認証保育所に移行するために、整備費用の補助ではなく、まず、財政基盤の強化が必要となる。以上のことから、必ずしも移行を前提としない補助メニューの創設を求める。平成29年4月現在認証保育所 13園 認可外保育施設(認証を除く)20園 ○本市においては、市単独事業として認証保育所制度を実施しており、待機児童解消の一翼を担っているが、殆どの施設が認可の設備基準を満たせず認可化移行できない状況であるため、認証保育所制度を継続していくために、国の補助制度を見直すことで財政面が安定し、職員や児童の処遇改善が図られると考える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
261	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公定価格の賃借料加算が改定されたが、A地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借料の高い大阪では地域によっては(特に都都市)事業者の負担が大きいの、特に、待機児童が多く発生している都都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。	事業者負担の軽減につながり、保育所等の設置が促進され、待機児童の解消につながる。	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特別利用地域の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合	その他	酒田市、福島県、ひたちなか市、高槻市、筑前市、鳥本町、新宮町	○賃借料加算については、日本全国がわずかに8つの地域に分類され、同じ地域内であれば、「駅前」であっても「山間部」であっても保育所所在地の実際の地価は考慮されず、補助額はひとくりに同額とされる。また、そもそも、都道府県単位での4分類について、同一グループ内に大都市と地方が混在するなど、グループの分け方に疑問がある。国では、平成28年度から家賃補助の増額措置及び賃借料加算と実際の家賃との乖離部分についての補助制度が実施されているが、地域の区分は見直されおらず、課題は以前残されたままである。 ○平成28年度公定価格賃借料加算改定において、本町の位置する都道府県においても改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていないため、事業者の負担が大きい。そのため、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。 ○保育所等の立地については、主要沿線の駅前等利便性の高い場所が求められているところ、賃借料が高いことで運営の見通しがたらず、新たな設置を妨げているところである。賃借料加算の見直しにより、事業者の負担が軽減されることで、設置が促進できる。 ○待機児童解消のためには、公定価格の見直しが必要となる箇所が見直すべきと考えられることから、意見に同調する。 ○賃借料加算認定対象施設がないため支障事例は生じないが、実勢価格に応じた改定は必要なのであると考える。
164	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における情報提供手段の適用拡大	大規模災害発生時において、被災者に救助に係る正確な情報を提供するため、コールセンター設置等の情報提供手段を災害救助法に含めていただきたい。	【提案の経緯】平成28年熊本地震では、広範囲で断水、停電、ガスの供給が止まり、被災者の生活に多大なる支障があった。また、様々な情報が爆発的に拡散され、極端な例では「動物園からライオンが逃げた」というデマまで流布するなど、被災者に混乱が生じた。そのような中、当市では、飲料水の供給時間や場所、水道を含むライフラインの復旧状況等、正確な情報を必要とする被災者へ提供するため、コールセンターを設置した。また、限られた人材で災害対応を行う中、コールセンターを設置したことにより、それまで電話対応を行っていた職員が、他の優先すべき災害業務に対応することが可能となった。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、直ちにコールセンターを設置し、ライン等の新しいシステムを利用して、被災者に正確な情報を提供することで、被災者の迅速な救助につながり、デマ等による混乱を避けることができる。また、被災地外にコールセンターを委託することで、その分の職員が他の災害対応にあたることのできる。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第6-1-(2)-ウ	内閣府	熊本市	その他	茅ヶ崎市、上越市、多治見市、大原市、伊丹市、倉吉市、徳島県、北九州市、田川市、熊本県	○熊本地震では、車中泊等の避難行動の多様化が見られ、被災者の状況把握やケアが困難であるなどの課題が指摘されており、今後も車中泊といった避難行動をとる被災者が発生することは避けられない状況にある。そういった被災者に必要となる救助を適切に実施するには、コールセンターを設置し、「救護所の設置」「給水情報」といった被災者後の住民に対する応急救助の情報提供を確実に実施することが必要であると考えるため、コールセンターの設置を災害救助法の対象に含めていただきたい。 ○大規模災害発生を想定した場合、被災者に救助に係る正確な情報を提供するためのコールセンター設置等が必要と考えるため、情報提供の手段を災害救助法に含めていただきたい。 ○提案内容と同様、膨大な災害業務を迅速に行うためにも、当該業務を救助法の対象経費に加えることを望む。 ○鳥取県中部地震においても災害救助を円滑に行うため、また、被災者に対する丁寧かつ十分な情報提供を行うため、コールセンターを設置し、対応したところ、コールセンターに関する経費に関し、救助事務費として認めいただけるよう、提案内容の措置に賛同する。 ○被災地支援の観点からも、コールセンターがあった方が連絡が取りやすいと感じる。いつどこに運ぶかの調整にも時間を要している。 ○被災者にとってワンストップで情報を収集することができ、また、自治体にとって迅速な災害対応が可能となることから、コールセンターは有効な情報提供の手段である。災害救助法に規定されている救助の種類を拡大するがについては、限られた財源の中で、どういった救助の種類を拡大するか検討する必要がある。
165	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における避難所設置要件の適用拡大	大規模災害発生時における避難所の設置要件に、野外の応急仮設建築物の設置やテント等の設置だけでなく、車中泊も含めていただきたい。	【提案の経緯】平成28年熊本地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生し、その後も余震が半月の間で、3千回以上続いた。そのような中、多くの被災者が、余震不安からグラウンドで車中泊を行い、実質、グラウンドが避難所となった。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時に、多くの被災者が野外での車中泊を行うことが予想される。車中泊を行う野外が、避難所に含まれることで、被災者に対して、物資や医療の供与を適切に行うことができる。また、避難所として使用後、整地が必要となった場合も、速やかに現状復旧を行うことができ、学校の早期再開にもつながる。	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4-1-(1)-イ-(エ)	内閣府	熊本市	その他	酒田市、上越市、多治見市、亀岡市、倉吉市、徳島県、北九州市、大牟田市、熊本県	○熊本地震においては、多数の車両の乗り入れにより、グラウンドが破損し、学校再開の際、整地や改修等の現状復旧が必要となったが、復旧に係る費用が災害救助法の適用対象外だった。当該費用は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっており、負担が大きい。なお、車中泊の方も災害救助法の対象となるが、その把握が困難であったため、物資や情報等の提供に苦慮した。※上記の事例は市についてだが、市以外についても同様の事例があったと思われる(詳細は把握できていない)。熊本市においては、約30,000名の市民が自主的に避難した。車中泊についての実態の把握はできていないが、今後、避難形態が多様化し、避難所への避難ではなく、車中泊を選択することも考えられる。また、熊本地震による避難の実情から、車中泊をはじめ、避難所外避難についても実態把握や安否確認など、避難所への避難者と同様に対処することが求められ、食品の給与や飲料水の供給などが必要となり、災害救助法における避難所設置要件として、車中泊を含める必要があると考える。 ○熊本地震においても、指定避難所外に避難者が避難していた。左記提案のとおり指定避難所以外の避難所における支援についても救助法の対象経費となるよう制度の改正を望む。 ○平成28年6月に国土交通省において水防法に基づき想定最大規模の浸水想定区域が公表され、本市で想定最大規模の浸水が発生した場合、十分な避難所を確保できず、高台の広場等で車中泊等による避難生活を送ることが想定される。このような事態にも適切に避難者の対応を行うことができるよう、提案内容の措置に賛同する。
280	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の救助範囲の拡大	現行の災害救助法の救助範囲(救助費の対象範囲)からは①家屋被害認定調査、②罹災証明書発行業務は対象範囲外とされているが、国や被災自治体からの要請により派遣した応援職員に係る①家屋被害認定調査、②罹災証明書発行業務については対象となるよう、救助範囲を拡大とすること。	【現状】災害救助法で規定する救助範囲(救助費の対象範囲)は、①避難所、応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の供給、③被服、寝具等生活必需品の供給又は貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥被災した住宅の応急修理、⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、⑧学用品の給与、⑨埋葬と限定されている。 【支障事例】災害救助法の対象範囲は限定的であり、実災害における救助の実態を鑑みると、救助費の対象とならない経費が多い。特に、罹災証明書及びその発行の前提となっている家屋被害認定調査は、災害救助法上の応急仮設住宅入居、応急修理の他、被災者生活再建支援金等の適否判断に不可欠であり、被災者の早急な生活再建に資するものである。そのため、熊本地震の際にも、国の支援のもと、多数の応援職員の派遣が行われた。しかし、災害救助法は、国、地方自治体等が協力し、応急的に必要となる救助を行うことを目的としているにもかかわらず、救助の種類は限定されているため、国・地方自治体が協力して家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を行っても対象外にされてしまう。なお、これらに係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっており、応援自治体にとって負担は大きい。今後南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害が発生した際に、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいことを理由に被災地応援にこの足を踏むこととなれば、被災者の生活再建が遅れてしまうことが想定される。	応援職員に係る家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に救助範囲が拡大されることにより、多数の応援職員の速やかな派遣が可能となり、被災者の早急な生活再建が可能となる。	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県、岡山県、広島市、北九州市、熊本県、熊本市、九州地方知事会	その他	酒田市、常陸市、川崎市、上越市、多治見市、亀岡市、門真市、伊丹市、倉吉市、奈良県、徳島県、京都府、神戸市、関西広域連合	○罹災証明書は市町村において実施されるが、大規模災害時は多数の被災家屋が発生し、被害認定調査、さらには罹災証明書の発行段階においても各市町村の行政能力を超えた業務量が発生する事態が生じ得る。罹災証明書は被災者の生活再建のための各種手続き(被災者生活再建支援金の交付、応急仮設住宅の入居条件などの基礎・判断材料)にもなっており、同証明書の発行が遅れると被災者の生活再建が遅延することになりかねない。このことから、各市町村及び各県は平時からの体制強化を図る必要があるものの、そうした取組の成果だけでは対応できないレベルの災害が発生した場合は、熊本地震がそうであったように様々な主体による広域応援(九州地方知事会のほか、関西広域連合や全国知事会等)が展開されることとなる。このため、被災者の早期の生活再建に向け、応援の自治体が躊躇なく職員を派遣できるよう罹災証明業務については災害救助法に規定し、その経費も同法により支弁すべきである。※上記は、平成29年5月に九州地方知事会できりまとめた「熊本地震に係る広域応援検証・評価」より抜粋。 ※また、平成29年5月の九州地方知事会で採択した特別決議「平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた万全な対策について」においても、同内容について触れ、同年6月に関係府省や自民党本部に対し提言活動を実施している。 ○今回の熊本地震において、応援いただいた全国自治体に対し、災害救助法の適用外であるため、特別交付税での措置をお願いしたところ、救助範囲の拡大により派遣元団体の負担軽減及びスムーズな被災地支援を行うことが可能となる。 ○関西広域連合を通じて熊本地震に派遣した応援職員の求償は、8割は特別交付税で財政措置されるが、残り2割については、1割分を求償とし、1割分は派遣元自治体負担とすることで現在調整中と聞き及んでいる。家屋の被害認定調査、罹災証明書の発行業務は、被災者の生活再建を行うために迅速に実施すべきであるが、被災地職員だけでは対応困難であることは、これまでの災害事例で明白である。派遣元自治体にとっても派遣先での事務経験は、今後、自ら被災地となった場合に備え有益であるため、財政負担を要しない応援職員の派遣を躊躇することが無いよう、救助範囲・求償の適用の拡大を求めるものである。 ○災害対策本部において、住家の被害等の状況と調査し、罹災証明書を交付しなければならぬと定められている。また、住家の被害認定に基づいて発行される罹災証明書は、被災者支援策の判断材料の一つとして用いられることから、迅速な発行が求められている。本市においても、熊本地震の際に住家被害認定調査や罹災証明書発行業務を支援するため、多数の応援職員を派遣したが、費用の一部を負担した状態となっている。今後、大規模地震災害等において被害認定を速やかに実施するために他の市町村との相互協力は重要であり、災害救助法による救助に位置づけられることは、応援自治体・受援自治体の双方にとって有意義であると考えられる。

総務省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
44	B 地方に対する規制緩和	その他	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件の緩和	情報通信基盤の整備に係る補助対象要件を緩和し、自然災害等による大規模な修繕費等も含めることを求める。	【支障事例】 情報通信基盤の整備について、国の補助事業「情報通信基盤整備推進補助金」の補助対象は施設・設備の設置に要する経費に限られ、維持管理に当たった自然災害等による修繕費等は対象外となっている。 台風常襲地帯で離島を抱える鹿児島県においては、施設・設備の設置後に大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、結果として本補助金を活用して基盤整備した市町村は県内で1町のみであり、県内の情報通信基盤の整備が進まない状況にある。	【効果】 自然災害による大規模な修繕費等を補助対象とすることにより、本補助金を活用して情報通信基盤の整備を進めるに当たり、将来的に市町村が多大な財政負担を負うことになる懸念が払拭され、財政基盤が脆弱な小規模市町村においても本補助金の活用が容易となる。 これにより、離島や山間地などの条件不利地域において、市町村による情報通信基盤の整備が図られ、情報格差の解消のほか、行政の効率化や災害時における効果的な情報収集・伝達、観光地としての情報発信など、地域活性化への寄与も大いに期待される。	情報通信基盤整備推進補助金交付要綱	総務省	九州地方知事会	鹿児島県提案分 地方創生	岩手県、酒田市、新島村、高松市	○昨年の台風第10号災害に係る過去に総務省補助事業で整備した光ファイバ網の復旧について、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱の一部改正により限定的に補助対象としていただいているが、今後の大規模災害に備え、復旧費用を恒久的に補助対象としていただきたい。 ○当村でも今年度、本補助金を利用し、光ファイバ網の整備を行なっているところであるが、本提案のように当村においても離島地域であり、台風の影響を大きく受ける地域である。また、当村においては南海トラフ地震の津波高想定において30m以上の津波が来襲することが予想されている地域である。 そのため、災害時には大規模な修繕費等の財政負担の発生が想定されることから、本補助金において補助対象の緩和を行なっていただくことが望ましい。

文部科学省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
11	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	長寿命化推進のための補助対象範囲の拡大	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等についても補助対象となるよう、対象範囲を拡大すること。	公立学校施設の大規模改造(老朽)において、躯体の長寿命化に影響する屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時施工ができず、足場工に係る工事費がかさみ、非効率となっている。	学校施設の建物改修としての、外壁改修工事、屋上防水事業等には足場工が必要であるため、同時施工を行うことにより、地方公共団体の負担軽減が図られるとともに、学校施設の長寿命化の推進が図られる。	学校施設環境改善交付金交付要綱	文部科学省	長崎市	旭川市、石巻市、高松市、宇和島市、福岡市、五島市、熊本市、宮崎	<p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育費の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○大掛かりな屋上防水の改修工事については、施設の維持補修という観点にとどまらず、建物を長期的に利用可能にする手段の一つであり、工法内容によっては屋内の湿度環境も改善される工事を導入することから、積極的推進を図るため補助対象とする必要性があると考えます。</p> <p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育費の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○当市では大規模改造(老朽)において、屋上防水工事についても補助対象として計上している。ただし、大規模改造(老朽)は校舎の内部を外壁等に全面的に改造する必要があるため、屋上防水工事単独では補助対象とすることができない。屋上防水工事単独で補助対象となれば、より細かく実態に応じた老朽化対策が可能となる。</p> <p>○学校施設の長寿命化の推進のため、当市でも提案と同様、屋上防水事業を実施しているが、補助対象事業ではないため、市の一般財源を圧迫している。</p> <p>○施設の長寿命化には、屋上防水事業の推進は重要であるため、それらに関わる経費についても補助対象として扱っていただきたい。</p> <p>○屋上防水工事と外壁改修を一体とした補助メニューを創設していただく利用しやすい。</p> <p>○本市においても、学校施設を含む公共施設の老朽化対策として、最も効果が高い「屋根防水改修」と外壁改修を併せて、計画的に実施している。「外壁改修」については、学校施設環境改善交付金の「防災機能強化事業」での補助対象となっているが、「屋根防水改修」については、提案市と同様、市費での実施となっており、財源確保に苦慮している状況である。加えて、本市では、「屋根防水」を「断熱」仕様とし、室内の温熱環境改善を図っているため、「大規模改造(老朽)」による補助対象としてだけでなく、「大規模改造(老朽)エコ改修」としても補助対象拡大を強く要望する。</p> <p>○建築物の適正な維持管理を行うためには、建築部材における計画全部材である「外壁と屋上防水」については、計画的に同時に修繕する必要があるため、外物の修繕を修正に行わなければ、内部の劣化は進行し、ますます維持修繕費が嵩んでしまう。本県も、予算不足で同時施工できないケースが多いが、同時に修繕できるよう制度化して予算要求したいと考えているところである。</p> <p>○外壁塗工工事や屋上防水工事等の外部の改修のみで校舎等の長寿命化が図られる場合については、学校施設環境改善交付金事業の大規模改造事業における老朽化対策工事の補助の要件である「外部及び内部の両方を全面的に改造するもの」に該当しないため、今後、多くの学校施設の老朽化改修を計画的に進めていく上では、補助要件の緩和を求める。</p> <p>○長期間の施工による学校運営上の支障などを前案し、同時施工が望ましいとの判断のもと、外壁改修工事、屋上防水工事・トイレ洋式化工事の3つの工事を「老朽化対策工事」として、年間小学校校、中学校校のペースで順次改修を進めている。</p> <p>外壁改修及びトイレ洋式化はそれぞれに補助メニューが存在するが、屋上防水工事のみが補助対象外であるため、合併特例債などの地方債で対応している。</p> <p>3つの事業を包括する補助メニューは「大規模改造(老朽)事業」や「長寿命化改良事業」があるが、補助要件として内部・外部の改修を行わなければならない、費用面から内部を含めた同時施工は困難である。</p> <p>現状では充当率や元利償還金に対する交付税措置率が高い地方債を活用できているものの、将来的には活用できなくなるため、地方公共団体の負担増が予想される。</p> <p>外部改修に特化した補助制度が新設される、もしくは既存の外壁改修の補助に屋上防水工事が補助対象範囲とされれば、長寿命化が図られるとともに地方公共団体の負担軽減も併せて図られる。</p> <p>○当市では、現在、防災機能強化事業により外壁制御防止やサン建具の入替えを実施し、大規模改造の質的整備によりトイレ改修を実施しており、大規模改造の老朽(外部と内部の全面改修)については実施していない。</p> <p>今後は、長寿命化改良事業と併せ、老朽改修の事業化を検討する必要がある。なお、屋上防水改修は、市の単独事業として実施しているところである。</p> <p>○当市でも長寿命化計画を定める予定であり、全体劣化と屋上防水の変化の差異が生じるなどは推測できる。</p> <p>○学校施設の大規模改造において、外壁改修工事、屋上防水事業等を行う場合には足場工が必要となるが、現在は外壁改修工事のみが補助対象となっている。そのため、躯体の長寿命化に大きく影響する屋上防水事業等について、外壁改修工事と同時施工ができず、足場工に係る工事費がかさみ、非効率となっている。</p> <p>○学校施設の屋上防水については、改修行為そのものが単なる現状復旧と捉えられるケースが多く、学校教育費の適用を受けることが困難である。よって、自治体の単費のみで実施すると財政負担が大きくなってしまい、教育環境の整備が遅れがちである。</p> <p>○当市では、今年度策定予定の「学校・社会教育施設等の利用・整備マスタープラン」に、将来に向けて何を、どのように、優先順位を付けながら、効率良く整備、メンテナンスしていくかを盛り込もうとしています。</p> <p>公立学校施設や社会教育施設などでは外壁改修工事や屋上防水工事などを始め、トイレの洋式化、独立した給食棟の建設、校舎の大規模改修、体育館屋根の雨漏り問題等、様々な問題を抱えています。外壁改修などでは足場設置だけでも数百万規模の費用が掛かるため、町の予算規模では確保が難しく、やむを得ず先送りとなるケースが多々あります。</p> <p>(制度改正による効果)</p> <p>国の補助は各目的に応じた対象事業が存在するが、それでも対象範囲がごく一部分に留まるものが多い。内容によっては対象範囲より他の関連事業の割合が大部分となるケースも考えられ町の負担が大きい。対象範囲の拡大により、長寿命化計画の円滑な推進を図ることができず。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
156	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立高等学校施設の老朽化対策及び安全対策のための財政支援について	公立高等学校施設の老朽化対策である大規模改修事業、長寿命化改修事業及び建替事業並びに非構造部材の耐震化事業等について、学校施設環境改善交付金の補助対象とするよう補助制度を拡大すること。	【改正の必要性】 公立学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により、義務教育である小中学校の整備は、文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付対象となるが、公立高等学校施設においては、一部を除き同補助金の補助対象とならず、かつ、地方債を利用した整備事業も一部を除き後年度の元利償還金の交付税措置等なく、地方財政措置が講じられていない。 就学支援金等高等学校就学に係る支援により、高等学校の進学率は97%を超える(文部科学省調査)ところ、ほぼ全ての国民に関係が生じている中で、生徒が生活の大部分を過ごす高等学校施設の整備の必要性がこれまで以上に高まっている。 【支障事例】 本県における、昭和44年度以前に竣工した高等学校の校舎等施設は、文部科学省の耐震化調査対象ペースで24%であり、うち昭和39年度以前に竣工したものが10%のため、今後老朽化対策として多くの施設の長寿命化改修及び建替えが必要となる。 耐震化された高等学校施設は、平成29年4月1日現在87.2%であるが、今後耐震化のため10棟以上の建替えが必要な見込み。 耐震補強と同時に外壁改修や屋上防水の大規模改修を実施しているが、国庫補助金の補助対象であり、臨時高等学校改修等事業費を充当し実施しているが、起債償還時の地方財政措置は講じられていない(耐震補強は、地域防災計画に避難所として位置づけられる学校は緊急防災・減災対策事業を充当し実施)ため、財政負担が大きくなり、耐震化の進捗も遅れる結果となった。	高等学校の老朽化対策の進展 遅れている高等学校の耐震化の進展 高等学校の施設的な不備による安全・衛生面に対する不安の解消等	学校教育法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 高等学校設置基準 学校施設環境改善交付金交付要綱 地震防災対策特別措置法	文部科学省	奈良県	(参考資料) 平成29年度学校施設改善交付金の事業概要について 青森県、岩手県、静岡県、福島県、川崎市、高山県、静岡県、豊橋市、大府府、伊丹市、鳥取県、島根県、徳島県、高松市、愛媛県、北九州市、熊本市 ○高等学校耐震化率(H28.4.1現在、非木造)87.8% ※全国44位 近年、災害復旧や耐震化整備事業を優先実施しており、今後も県内天井等の落下防止など施設の安全性の確保のための対応が必要となっている。また、施設の老朽化が進行しており、大規模な施設改修等が必要となっている。 ○学校施設の老朽化については、校舎などの躯体だけではなく(施設内の設備も同様に劣化が進んでおり、日々安定した稼働が必須となる給食施設についても順次更新していく必要があるが、財政負担が大きいため老朽化した設備を買い替えているのが現状である。 ○本県においても、30年以上経過した学校施設は全体の約7割を占め、多くの施設において、近年に長寿命化対策や建て替えなどの判断が必要な時期を迎えている。現状では一般財源で対応せざるを得ないため、財政負担が大きく対策が遅れることが予測される。 ○市立高等学校施設における耐震補強等においては、現在補助メニューがほとんどなく、老朽化した施設の改修等に遅れが生じている。 ○これまで耐震化対策を最優先してきたため、老朽化対策は遅れている状況である。生徒・教職員の安全確保のためにも老朽化対策は喫緊の課題であり、高校も補助対象とすべき必要性がある。 ○本県における公立(県立)高校については、構造部分の耐震化が完了したところであり、今後耐震化から老朽化対策に重点をシフトさせていく必要がある。老朽化対策については、機能面で改善を図るだけでなく、児童・生徒の安全面を確保するために大変重要であることから、大規模改修事業の補助対象を公立(県立)高校への適用拡大が必要と考える。 また、特別支援学級の教室不足解消のため、余剰教室等をハイパーションで間仕切りなど臨時的に措置をしていることから、県重要型においても、障害児等対策事業の補助対象拡大について働きかけてきており、学校施設環境改善交付金制度の拡充が必要と考える。 ○本県においても高等学校施設の老朽化が進行しており、築35年以上(S66.4.1以前建築)経過している建物全体の54.6%を占めている。更に、改築を検討する時期となる築45年以上(S46.4.1以前建築)経過している建物が全体の25%を占めていることから、高等学校施設の老朽化・長寿命化対策およびこれに係る財源の確保が課題となっている。 ○本県の県立学校施設の経年別保有面積で見ると、約4割が既に建築後40年以上を経過しているほか、約7割が25年以上を経過しており、進行する施設の老朽化への対応が急務となっている。 本県では、建築後20年程度が経過した施設について大規模改修事業を実施するとともに、40年程度が経過した施設については、長寿命化改修又は改築事業を実施するなど、施設の老朽化対策に取り組んでいるところであるが、今後更に対応が必要となる施設が増加する見込みであり、それに伴う財政負担が懸念される。 本県の県立学校における高等学校の割合は、保有面積で9割近くを占めているところであり、学校施設環境改善交付金率による財政支援の対象を高等学校の老朽化対策にも拡大して財政負担を軽減することにより、一層の安全・安心の確保の推進を図ることが求められる。 ○当県の公立高等学校においては、耐震対策(非構造部材を含む)が概ね完了し、今後は、老朽化対策や長寿命化対策が重要な課題となる。このため、平成29年度当初予算において、屋上防水やトイレ改修の緊急整備を要求したが、その影響で通常の償還枠予算が削減されたり、国の財政措置等がないこと等から、予算計上が見送られている。今後、長寿命化改修等全校で実施するために莫大な経費が見込まれることから、円滑な事業実施のために国の支援制度が必要であり、支援制度を新設していただきたい。 ○小中学校と同様に、高等学校においても、改築が困難な中で、施設点検を行い劣化度に応じた計画修繕を実施する長寿命化に移行することが課題である。 本県では県立学校施設も維持保全計画を作成しH29から計画修繕に移行しているもの、築後30年を経過する建物面積が70%を超える一方、財源が不足し計画の一部を先送りせざるを得ない状況である。 計画的な老朽化対策への取り組みを適切に行うためには、交付金の補助対象とすることやH29から拡充された小中学校の大規模改修事業(単独事業)と同様に起債償還時の地方財政措置により財政負担を軽減する必要がある。 ○県立高等学校の場合、補助や交付金の制度がないため、ほとんどが県単独予算となるが、本県においても、築40年を超える校舎や体育館が全体の6割を占めている。これらについて改修や建替えを行う必要があるが、莫大な予算が必要であるため、財政当局の理解を得ることができず、遅々として進まない状況にある。 また、通常の維持管理に必要な費用も莫大であるが、予算が足りず、基本的な修繕すら行えない状況にあり、実際の学校現場では日々老朽化した校舎に纏わるトラブル事例が後を絶たない状況である。	

厚生労働省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
28	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の地域事情に応じた要件緩和	地域医療介護総合確保基金の「介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業」において対象となる専門職の要件緩和を求める	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、地域の実情を踏まえた取り組みに支障をきたしている。市町村が実施する地域ケア会議において、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠であるが、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として管理栄養士、歯科衛生士が対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。今後、ますます高齢者が増えていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	管理栄養士、歯科衛生士が対象となることで、より地域のニーズに合った指導者育成事業が可能となる。本基金の活用範囲が広がることで、地域における専門職が充実し、個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて多職種協働により自立に資する適切なケアプランを作成することができる。	・地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	宮崎県		福島県、大阪府、香芝市、島根県、長崎市	○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアプランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、多職種に広げるべきと考える。 ○高齢者の自立支援・介護予防には、理学療法士などのリハビリ専門職のみならず、管理栄養士や歯科衛生士など多職種が連携して取り組む必要があることから、総合確保基金の事業メニューである介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の対象職種を拡大の提案に賛同する。 ○地域包括ケアシステム構築において多職種協働は必須であり、本市においても管理栄養士や歯科衛生士は、介護予防事業をはじめ地域ケア会議への参加など適切なマネジメントの検討には重要な構成員である。また、今後は高齢者の自立支援・重症化防止の観点からも虚弱(フレイル)対策として栄養・口腔面での介入は大切であり、介護予防の推進にもつながるため質の高い人材の育成と確保が求められる。以上のことから、当該基金の事業対象要件を緩和し、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度とする必要がある。
45	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金の事業対象の要件緩和	【支障事例】 当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限られているため、地域の実情を踏まえた取組に支障をきたしている。市町村が実施する地域ケア会議においては、個別のケアマネジメント支援が重要であることから、その構成員として、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士に加え、管理栄養士や歯科衛生士なども参加しており、地域課題への解決にはこれらの有資格者が必要不可欠である。しかし、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職の要件として、管理栄養士、歯科衛生士は対象外となっているため、必要な人材の確保に支障が生じている。今後、ますます高齢者が増えていく状況に鑑みると、有資格者の確保の必要性が増していくと考える。	【効果】 管理栄養士、歯科衛生士が対象となることで、より地域のニーズに合った指導者育成事業が可能となる。また、本基金の活用範囲が広がることで、地域における専門職が充実し、多職種協働によるケアプランの作成が可能になるなど、より自立に資する個別のケアマネジメントができるようになる。	地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条「都道府県計画」	厚生労働省	九州地方知事会	宮崎県提案分 地方創生	福島県、香芝市、島根県、長崎市	○個別のケアマネジメントとして、全てのケースについて自立に資する適切なケアプランを作成するためには、地域における多職種協働とそれに携わる専門職の資質の向上が必要である。そのため、介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の補助対象となる専門職を限定せず、多職種に広げるべきと考える。 ○高齢者の自立支援・介護予防には、理学療法士などのリハビリ専門職のみならず、管理栄養士や歯科衛生士など多職種が連携して取り組む必要があることから、総合確保基金の事業メニューである介護予防の推進に資する指導者育成に係る事業の対象職種を拡大の提案に賛同する。 ○地域包括ケアシステム構築において多職種協働は必須であり、本市においても管理栄養士や歯科衛生士は、介護予防事業をはじめ地域ケア会議への参加など適切なマネジメントの検討には重要な構成員である。また、今後は高齢者の自立支援・重症化防止の観点からも虚弱(フレイル)対策として栄養・口腔面での介入は大切であり、介護予防の推進にもつながるため質の高い人材の育成と確保が求められる。以上のことから、当該基金の事業対象要件を緩和し、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度とする必要がある。	
30	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブ開所日数要件の緩和	放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されており、その補助要件の中で放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されている。しかしながら、平成28年度の平日の日数は244日であり、平日だけの開所の場合、補助要件を満たすことができない。本市では、土日に放課後児童クラブを利用する家庭が少なく、放課後児童クラブのニーズが低いため、平日(月～金)開所しているクラブが大半で、必要に応じて土曜日に保育を実施している。しかしながら、警報やインフルエンザなどにより、やむを得ず休所扱いとなる日もあり、補助基準の250日以上を満たすために、ニーズの低い日にも無理に開所するといったことが生じている。また、現行の要件では、250日以上開所の場合と、200日～249日の開所の場合で、補助基準額に大きな差があり、200日開所の場合と249日開所の場合が同列に扱われている。 【参考】 2013年(平成25年)…土日祝121日/平日244日 2014年(平成26年)…土日祝123日/平日242日 2015年(平日27年)…土日祝123日/平日242日 2016年(平成28年)…土日祝122日/平日244日	平日(月～金)開所の放課後児童クラブが大半である実態を踏まえて、補助要件を見直すことにより、実態に即した運営を実施することができる。放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備することとされており、実態に即した補助要件に見直すことで、限られた人材を有効に配置し、放課後児童クラブを増設することができる。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	中津川市		ひたちなか市、川越市、岐阜市、豊橋市、倉敷市、広島市、庄原市、新宮町	○本市では一部の地域において土曜日の利用者がほとんどなく、必要に応じて開所している。現行の要件である250日以上を満たすためには一人も来ないことがわかっている日でも支援員を2人配置して開所しなければならず、実態に即しているとは言えない状況である。 ○年間の平日の日数250日未満であることにより、250日以上の開所要件が支障事例となっていることについては、提案団体と同様。 ○本市においても補助要件を満たすため、毎月第1土曜日に開設している。各クラブの規模にもよるが、土曜日の開設はニーズが低いのが実情であるため、制度改正を望む。 ○本市では、土曜日については一部の放課後児童クラブを開設する拠点方式を取っている。補助対象は支援単位ごとであるので、クラブによっては補助要件を満たさない支援単位が発生している。 ○本市でも、土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭が少ないので、毎週土曜日に放課後児童クラブを利用する家庭のために、2か所に集約して土曜日に学童保育を実施している現状である。また、利用者のニーズは平日(月～金)の利用が大半であり、各児童クラブでの土曜日の開設については、土曜日の学校行事があった際に保護者の希望を聞いて開設しているため、補助基準の250日以上を満たす児童クラブは少ないのが現状である。これにより、補助基準の要件については、平日の開所日数に基づいた日数に見直しをすること。 ○放課後児童健全育成事業の運営費の補助要件として、放課後児童クラブの開所日数は250日以上であることが規定されているが、本市においては月曜から土曜日(第二土曜日を除く)まで開所しているものの、土曜日は利用児童数が少なく、複数の支援の単位を合同で一の支援の単位として運営する場合があり、四以上の支援の単位を合同で一の支援の単位として運営したときに、これらのうちの支援の単位について開所日数が250日を下回り、補助要件に合致しないケースが生じている。 ○開所日数250日と249日では交付金交付単価が大きく異なるが、1日分の開所に係る経費は大きく変わらないものである。また、250日以上の日数分に対しては加算等があるため、250日未満の場合は町の費用負担も大きく異なる。事業実施は指定管理制としているが、近年支援員確保が困難な状況となっており、要件緩和により財源が確保できた場合、町は、指定管理者による支援員の人員確保に係る費用として支出できることとなり、支援員の確保もって児童の健全な育成につながるものである。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業等実施要綱に係る長時間開所加算の緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。【支障事例】本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベツタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取組んでいたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。 ・川西市…施設数:25施設、開所時間:下校(概ね13時)～17時(時間延長18時30分まで) ・三田市…施設数:30施設、開所時間:下校(概ね13時)～16時(時間延長19時まで) ※本県の895施設のうち加算されている施設は60施設(川西市と三田市は0)。	長時間開所加算の要件が緩和されることによって、利用者ニーズに応じた施設運営が可能となり、その結果、子ども達の放課後の居場所の確保や女性の就業促進、一徳総活躍社会の実現に資することができる。	放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱別表放課後児童健全育成事業費等1(1)エ	厚生労働省	兵庫県、川西市、三田市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都府、関西広域連合		酒田市、ひたちなか市、長野市、岐阜市、島根県、山口県、高松市、佐賀県、熊本県	<p>○本県においても、次のとおり支障事例がある。小学校の授業終了後から19時まで開所している放課後児童クラブであっても、「6時間を超える開所」の要件を満たさず、長時間開所加算を受けられない。</p> <p>○本市の多くの放課後児童クラブは6時間を超えて開所時間を設定し、加算を受けているものの、約6分の1の放課後児童クラブについて、開所時間が12時30分から18時30分までの6時間という設定になっているため、加算要件に該当しない状況となっている。これらのクラブは児童数の少ない小学校区唯一の放課後児童クラブであり、今後も安定した経営をしていくには、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和し、支援を拡充していくことが不可欠である。</p> <p>○本市の学童保育室は概ね13時から開所し、17時までの通常保育と19時までの延長保育を実施している。(延長保育は土曜日除く)保育へのニーズ増加により利用児童数が増加しており、保育室の増室が必要となっている。増室に当たっては支援員の確保が必要だが、支援員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の待遇を見直したいが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和することを希望する。</p> <p>○本市の放課後児童クラブの多くが、平日5時間以上開所しており、要件が緩和されれば加算に当たることから、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。</p> <p>○学校の終了時間等の関係で14時から開所のところもあり、開所時間を19時までにしても1日6時間を超えとはならず、待遇改善にもつながらない。</p> <p>○本県においても、国庫補助要件である「1日6時間を超え」に該当せず、延長加算を受けられないクラブがあるため、単庫制度により補助しており、補助要件の緩和を要望する。</p> <p>○本市では、低学年の下校時間に合わせた受け入れ準備と事務処理時間を考慮して、13時30分から開所している。そして、利用者の利用時間について、17時までの利用が約50%、18時までの利用が約40%、19時までの利用が約10%となっている。放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を満たすには、本市の場合、13時より前に開所するか、または、19時30分より後まで開所するかとなる。13時より前に開所しても利用者はおらず、また、利用者の20時までの開所希望は少なく、現実的ではない。1日の開所時間については、下校時から19時までの時間を基本とすることで、「1日5時間を超え」に緩和すること。</p> <p>○本県も平日の長時間開所加算申請が少ない。本県では14時から18時までの4時間開所の形態が多く、6時間が5時間に緩和されても現状はさほど変わらない。開所時間は地域の実情に合わせ設定することとなっている。保護者の勤務、通勤実態を考慮し、開所時間に関わらず一定の基準(例えば18時)以降を終了時刻としている場合には、加算を認めるなどの運用の見直しを求める提案であれば、共同団体として参画する。</p> <p>○本市でも同様に、開設時間が「放課後(13時)～19時」で「1日6時間」のため、「1日6時間を超え」という要件のため、加算を受けることができない。「1日5時間を超え」に緩和を要望する。</p> <p>○①本町における放課後児童クラブについては、年々利用者が増加傾向にあり、且つ、障害児童の受け入れも実施している関係上、従事職員の増に伴い係る経費が年々増加傾向にある。また、児童の増に伴い需用費も比例して増加傾向にあり、事業を実施するための予算計上額も年々増加している状況にある。②放課後児童健全育成事業の運営費は、子ども・子育て交付金より交付されているが、その補助要件の中で「長時間開所加算」があり、平日分の要件として、「1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合」に加算されている。本町では、13時から19時までの間を開所していることから、丁度6時間の開設となつていくことになることから、本町はこの加算を受けることが出来ず、交付額として大きなマイナスとなっている。③放課後児童クラブは、年々需要が増加している事業であり、今後も経費の増が予想されることから、行政運営に対して少なからず影響が生じている。継続的に安定した事業運営を実施するためにも交付金は貴重な財源となることから、「6時間を超え」という要件を、「6時間以上」という要件の改正・緩和を望むものである。</p>
269	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件緩和について	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。また平成29年3月に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合に限られている。【支障事例】放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は33人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	放課後児童支援員等の処遇が改善することにより代替職員等の確保等が可能となるため、きめ細やかに児童と接することが可能となり、児童の健全な育成に資することが可能となる。	・放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法 ・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	厚生労働省	兵庫県、洲本市、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都府、関西広域連合	旭川市、ひたちなか市、豊田市、広島市、宮崎市	<p>○本市では平日15時から18時30分まで開設しているが、参加児童の増加等に伴い支援員の確保が課題となっている。放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請も検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず断念した。放課後児童支援員の処遇を改善することにより人員確保が可能となると考える。</p> <p>○平日につき18時30分を超えて開所する又はしていることが要件となっていることなどにより、要件を満たさず申請を断念している市町が多い。現在申請しているは、1市のみ。</p> <p>また、18時以降の勤務時間が採用のネックとなり、それが人材確保を困難にしている要因の1つでもある。</p> <p>○本市においても、支援員の確保に苦慮しており、処遇改善を実施したいところであるが、放課後児童支援員等処遇改善等事業における「平日につき18時30分を超えて開所すること」の要件を満たさないクラブが多数あり、処遇改善に繋がっていない。放課後児童健全育成事業の要件が緩和されることで、この事業を活用した処遇改善により支援員の確保に繋がる。</p> <p>○放課後児童支援員は保育士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が難しく、必要な人員を確保できないことから、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。本市でも平成29年度当初において公営施設において欠員が22名あり、その欠員を充足させるために年数回採用試験を行っているが、年度途中で退職する職員も多く、いたちここの状態である。そこで、職員の処遇改善を行って、採用試験応募者の増加及び年度中途退職者の削減を図ろうと放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、本市公営施設では開設時間を平日18時30分までとしており、これを前項に非常勤職員を配置し、勤務シフトを組んでいるため、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を満たそうとすると、現状の非常勤職員の配置では困難であり、何らかの増員措置が必要となるため断念した。</p> <p>○本市においても、開所時間が18時までのため、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たされていない。支援員不足の課題を抱えている受託者も見受けられるため、支援員確保に繋げるためにも、要件緩和を要望する。</p> <p>○本市において、18:30以降の利用ニーズは高い状況になっているが、支援員等の人材確保から処遇改善を図るため、見直しを求めるもの。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
157	日 地方に対する規制緩和	環境・衛生	水道管路緊急改善事業の拡充 「補助対象管種に劣化して耐震性がない小口径鋼管を追加」(参考) 補助対象は現在使用中の管種を限定したものの	厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)において、現在布設している800mm未満の小口径鋼管は補助対象外であるが、継手部が腐食し易く、経年劣化により耐震性が無くなっているため、耐震性のある管種に交換する際は補助対象に加えられたい。	・現在布設している800mm未満の小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であるため腐食し易く、漏水事故が頻発するとともに経年劣化に伴い耐震性は実態として無い状態になっている。 ・旧種のダクタイル鋳鉄管を使用している場合は、制度上耐震性が無いものとして、更新する際は補助対象になっているが、このダクタイル鋳鉄管より本県で布設している補助対象外の小口径鋼管の方が漏水等の事故率が高い。 ・本県では、奈良盆地全域に給水しているが、水源を盆地の外から引き込み、浄水場が高地に位置することから、この位置エネルギーを有効に使うために送水管路の水圧が高圧になる。このため、高圧に対応出来る補助対象外の鋼管の使用割合が高く、この管路の耐震化整備を行う際に現行交付金制度を活用できない。 (鋼管使用比率:本県58%、全国平均8%)	・計画的な老朽管路の更新に際し、新種のダクタイル鋳鉄管等の耐震性の高い管種を採用することで耐震化を推進し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することが可能となる。 ・制度改正により当交付金を活用できることで、給水原価の上昇を抑制することができる。	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、要領	厚生労働省	奈良県	(参考資料) 水道管路緊急改善事業の拡充	北海道、新潟市、長岡市、岐阜市、静岡県、堺市、神戸市、伊丹市、徳島県、愛媛県、宇和島市、長崎県、長崎市、宮崎市	○本市におけるφ800mm未満の溶接鋼管は、基幹管路の中でも最重要管路に採用されており、主要国道や鉄道の下越しなど特殊部にも採用されていることから、漏水などの事故時には市民生活や経済に大きな影響があるものと想定される。しかしながら、これらの最重要管路の多くが法定耐用年数40年を超過又はまもなく超過してくる予定である。これら最重要管路の更新費用は本市の将来の水道の安定給水の最大の課題となっており、将来の安定給水には大変有効なものと考え賛同するもの。 ○鋼管については、電食を受けやすく、錆が発生する可能性も高く老朽管路の更新が必要となるので補助の対象としていただきたい。 ○本県では、水道管路緊急改善事業の交付対象外である配水支管はもとより、鋼管やポリエチレン管などが多く布設されており、近年、交付対象外の老朽管の破損による断水が発生している。 ○本市においても、現在布設している小口径鋼管は、継手部を溶接している構造であり、腐食による漏水事故が頻繁に起こっているため、これに伴う断水・漏水により住民生活への影響を及ぼしている。加えて、当該老朽管路の更新は多大な費用が掛かるため大きな問題となっている。 ○本市の基幹管路(導水・送水・配水管φ400以上)は、平成28年度末現在総延長326.3kmあり、このうち、鋼管の占める割合は、延長21.7km(6.7%)となっている。φ800mm未満の鋼管で、且つ、布設から40年を経過した基幹管路を対象とすれば、延長3.8kmとなり、また、その内訳としては、水管橋が6割、埋設管が4割程度となっている。上記の埋設管は、現在、内面・外面共に状況の確認はできていない。水管橋については3ヶ年で点検を完了する計画を進め、点検が完了する今年度以後に補修、架設替えの方針を決める予定であるが、基幹管路が優先されるものと考え。本市でも小口径鋼管における溶接継手部を含めた漏水が多く、水管橋と埋設管の区別なく補助の対象となれば、更なる耐震化の促進につながるのととも財政逼迫解消の一助として活用を図りたい。 ○水道施設の耐震化・更新については、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、災害時においてもライフラインとしての機能を持続するため、迅速かつ着実に進めていく必要がある。本市では、全管路のうち、破損した際に広範囲の断水につながる基幹管路について優先的に耐震化を図り、災害に強い施設を目指している。効率的に耐震化するため、法定耐用年数を超過した管路の更新に併せ、管路の耐震化を行っている。 (基幹管路の耐震管率:44.6% H27末) 厚生労働省所管の生活基盤施設耐震化等交付金(水道管路緊急改善事業)では、「布設後40年以上経過した」「基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業」が交付金の対象とされているものの、管種が「鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管」に限定されており、「鋼管」は対象とされていない。 本市においても、法定耐用年数を超過した鋼管が一定数存在するため、交付金の対象が拡充されれば、これを活用することで、より迅速かつ着実な管路の耐震化、更新を図ることができる。 (法定耐用年数を超過した鋼管延長:5.3km) ○鋼管は一般的に耐震性を有しているが、現場溶接部内面が無塗装もしくは十分な塗装がなされていない場合、経年に伴い腐食・減肉し、耐震性が低下することが確認されている。 本市の場合、鋼管は主に高水圧の送水管及び河川や道路、鉄道等を跨いでいる水管橋に使用しており、特に水管橋の耐震化は、東南海・南海地震へ備えるための喫緊の課題となっている。 ○本市では、鋼管を送・導水管で多く使用しており、鋼管使用比率が全国平均比率の8%に比べ、31%と高い鋼管使用率となっている。また、今後鋼管の多くが布設後40年以上を経過し、一斉に更新時期を迎えるため、生活基盤施設耐震化等交付金において、鋼管も補助対象に加えられたい。 ○本市においても、1000mmの鋼管を送水管に使用しており、今後、経年による管路更新において、多大な整備費用が必要と考えられる。制度改正によって、鋼管が補助対象に加われば、交付金が活用できることにより、経年管の更新が促進できると考えられる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
256	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	安心こども基金の実施期間の延長	安心こども基金の実施期間を延長し2か年事業を認めることにより、保育所等の整備を促進する。	保育所等の整備事業については、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかも、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗しないケースが発生している。しかし、平成29年度の安心こども基金管理運営要領では、保育所等の整備関係事業の事業実施期限が平成30年3月31日とされており単年度事業しか認められていないため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。また、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能のため、市町村からも実施期間を延長し2か年事業を求める声があがっている。	期間延長を行うことで、保育所等の整備が促され待機児童の解消につながる。	安心こども基金管理運営要領、平成29年度における保育所等の積極的な整備及び安心こども基金の取扱いについて(事務連絡)	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合		<p>青森市、仙台市、栃木市、海老名市、福井市、磐田市、堺市、八尾市、富田林市、藤井寺市、島本町、忠岡町、伊丹市、鳥取県、島根県、長崎県、延岡市、沖縄県</p> <p>○本町において、現在公立幼稚園(2園)と公立保育所(2所)をそれぞれ一体化し、認定こども園を2か所創設する計画を進めているところであるが、実際に平成29年度から平成30年度において先行的に1園を整備する予定であるが、安心こども基金管理運営要領により単年度事業しか認められていないため、他の補助金等を活用せざるを得ないことから、非常にタイトなスケジュールとなっております。住民や議会への対応にも苦慮しているところである。</p> <p>今後、数年のうちに2園目のこども園を整備する予定であることから、安心こども基金の上記条件について柔軟な対応が可能となるような見直しを求めるものである。</p> <p>○本町においても、今後、保育所等の整備事業の必要性が高いため、平成30年度以降においても残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。また、実施期間についても同様に、整備に1年以上かかるものが多く、地元調整等及び入札不調の可能性も考慮すると、2か年事業を認めてもらいたい。</p> <p>○本市においても、安心こども基金を活用し、積極的に待機児童の解消に努めたいと考えているが、創設や増設など期間を要する事業が多く、単年度事業では非常に厳しいスケジュールになることから、安心こども基金の期間を延長するとともに2か年事業についても認めていただきたい。</p> <p>安心こども基金については、時機を得た事業実施が可能なことに加え、別添2賃借物件による保育所整備事業の賃借料などの前年に引き続き補助することから、基金残高の範囲ではなく、基金を積み増して事業の継続をお願いしたい。</p> <p>また、別添2賃借物件による保育所整備事業について、保育所から認定こども園に移行した施設は対象にならなくなるが、本事業を活用して整備した施設については、基準の上限まで継続して賃借料を補助していただきたい。</p> <p>○繰り越しができない場合、非常に使い勝手が悪く、また申請事務も煩雑となる。</p> <p>○平成29年度が単年度事業のみであったことから、本年度の整備計画においては安心こども基金の活用を断念したところである。保育所等整備交付金等の別事業はあるものの、安心こども基金であれば時機を得た事業実施が可能のため、実施期間の延長を望む。</p> <p>○本市においても、予算の確定時期や事業者等を決定する期間を考慮すると、大半のケースで整備期間に余裕がないため、事業期間が129年度内しか認められないことで活用事例が限定してしまう。</p> <p>○安心こども基金のメリットは、①2か年事業が認められていること。※保育所等整備交付金については、基本的に、単年度事業しか認められていないため、2か年事業を行う場合は、各年度の事業進捗率に応じて、園に対して各年度ごとに交付金申請を行う必要がある。一方、安心こども基金については、2か年事業としての申請が可能である。</p> <p>②フレキシブルな対応が可能である。安心こども基金は随時申請が可能など、市町村・事業者にとって柔軟かつ迅速な対応ができることから、待機児童対策を機動的かつ効果的に実施することができる。※保育所等整備交付金については、協議の時期が限られているとともに、内示までに数か月の期間を要するため、時機を得た対応が可能とはいえない。以上、2つの理由から、残高がある場合に、安心こども基金での整備を認めもらうのではなく、残高がなければ、補正予算、当初予算等で積み増しを行うことを要望する。なお、安心こども基金については、平成29年度での終了が示唆されていることから、本市においても国に対して同様の要望を既に行っているところである。</p> <p>○本市においては、積蓄期において園等の外構工事などが実施困難であることなどの理由により、複数年事業となる場合があることから、単年度整備を前提とした制度設計・運用は見直しが必要であると考え。○【支障事例】</p> <p>本市における今年度の認定こども園施設整備補助について、国予算の不足等の理由により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用する事業がある。整備完了予定は平成30年3月の単年度事業であるが、今後の工事の進捗状況等によっては単年度で整備が完了しない可能性もあり、その場合、安心こども基金の交付が受けられないこととなる。</p> <p>施設整備を行う園においては、補助金を整備資金の一部として整備を進めており、万が一その補助金の交付が受けられない場合、園への多大な影響が懸念される。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>安心こども基金について、万が一単年度で整備が完了しなくても交付が受けられるよう、実施期間を延長し2か年事業を認めてもらいたい。</p> <p>○保育所等の整備事業については、地元との調整に予定より時間を要する場合や工事費の高騰による入札不調などにより予定どおり事業が進捗せず、事業完了まで1年以上かかるものが大半である。しかしながら、安心こども基金における保育所等の整備関係事業の事業実施期限が単年度事業しか認められていない。安心こども基金における時機を得た事業実施を可能とするため、実施期間を延長し2か年事業を認めるとともに、残高がある場合は、基金を活用した保育所整備を認めてもらいたい。</p> <p>○安心こども基金と同様の補助金制度として、保育所等整備交付金があるが、応募期間がかなり限定されてしまうため、活用しづらい制度となっている。安心こども基金の実施期間が延長されることで、保育所等の整備が促されることとなると思われる。</p> <p>○認定こども園の整備において国補助事業を活用する場合は文科省、厚労省の両方へ申請する必要があるが、安心こども基金を活用する場合は県への申請だけで済むことから、事業者の事務負担の軽減の面からも事業実施期間の延長が望まれる。</p> <p>○安心こども基金による施設整備は、通常の補助事業と異なり、事業の繰り越しができないため、諸事情等により事業が年度内に完了しない場合は、支払うことができなくなる恐れがある。施設整備補助金と同様、翌年度に繰り越すことができるようになれば、整備期間の制限なく、時機を得た事業実施ができる。</p> <p>○基金事業の延長がない場合、それに代わる財政支援が必要となる。</p> <p>○安心こども基金が原則単年度事業しか認められておらず、今回募集をかけた整備において活用することができない事例があった。また、国の補助金の内示時期が例年より遅く、予算議案の提出に支障が生じた。</p> <p>○本市では、本年度に幼保連携型認定こども園の増設を実施する計画である。実施にあたり、施設の機能区分に合わせ、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金の申請手続きを進めているところである。</p> <p>幼稚園部分の補助申請については、安心こども基金を活用することについても検討したが、次年度への繰越しができないことを理由に、認定こども園施設整備交付金を選ぶことしかできなかった。安心こども基金を活用した施設整備における繰越しが認められることにより、整備に係る法人の負担が軽減されることが見込まれる。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
260	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認可外保育施設に対する補助条件の見直し	認可外保育施設の運営費補助等の補助条件の見直し	子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加しており、今後の潜在需要も見込まれ、さらなる対策が必要な状況である。主たる待機児童対策である「認可保育所等」の整備には一定の期間を要するため、現行の「認可保育所等」整備中心の対策だけでは、いくら財源を投入しても待機児童の増加に追いつかない状況にある。現在、府内の「認可保育所等」の利用児童数の10%程度の子どもたちが「認可外保育施設」を利用しており、保護者からは、駅に近い認可外に預けたい、認可外の方が時間にフレキシブルで働きながら利用しやすいといったニーズの声もある。しかしながら、認可保育施設に比べ、認可外保育施設は約3万円程度利用者負担が大きく、認可外保育施設の利用による保育の受け皿の確保が機能的に実施できていない状況にある。認可化移行を前提とした補助事業(認可化移行運営費支援事業、安心こども基金)は既にメニュー化されているが、府内では、認可外保育施設が設備基準を満たす場所へ移転等を希望する場合に、設備基準を満たす土地や物件がない、近隣住民の理解が得られないといった事情により、質の高い保育を提供しているにもかかわらず認可化ができない事例が多数生じている。認可外保育施設であっても、自治体の責任において「安全確保」のための措置(研修・監視体制強化など)を講じることにより、一定の質が担保された運営を実施することは可能であり、このような優良な既存ストックを活用することで、効果的に待機児童を解消することができると考える。例えば、子どものための教育・保育費補助金のうち認可化移行運営費支援事業においては、原則5年以内の認可化移行を前提としているが、例外として、地方単独保育施設加算の適用を受ける施設については、5年の要件が緩和されているため、地方単独保育施設加算の適用を受けない施設についても、一定の基準を満たしている施設を対象に利用者負担額を軽減することができるようにする。安心こども基金については、認可化移行を予定していない認可外保育施設に対する補助メニューがないため、一定の基準を満たしている認可外保育施設で利用できる見直しを行う等、認可外保育施設に対する補助金(子どものための教育・保育給付費補助事業等)の補助条件の在り方について見直しを求める。(補助単価の増額を求めるものではない。)	一定の質が確保された認可外保育施設の補助条件の見直しを行うことで活用が進み、待機児童の解消につながる。	安心こども基金管理運営要領、認可化移行運営費支援事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、神戸市、関西広域連合			酒田市、船橋市、浜松市、高槻市	〇本市は地方単独保育事業として認証保育所事業を実施しているが、建物要件や法人としての経済基盤が弱いなどの理由で認可へ移行できない施設もある。また、認可外保育施設は中小企業や個人経営者も多く、認可や認証保育所に移行するために、整備費用の補助ではなく、まず、財政基盤の強化が必要となる。以上のことから、必ずしも移行を前提としない補助メニューの創設を求める。平成29年4月現在認証保育所 13園 認可外保育施設(認証を除く)20園 〇本市においては、市単独事業として認証保育所制度を実施しており、待機児童解消の一翼を担っているが、殆どの施設が認可の設備基準を満たせず認可化移行できない状況であるため、認証保育所制度を継続していくためにも、国の補助制度を見直すことで財政面が安定し、職員や児童の処遇改善が図られると考える。
261	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	公定価格の賃借料加算の実勢価格に応じた改定	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)により、公定価格として都道府県別に区分された賃借料加算を実勢価格に応じたものとなるよう区分・単価設定の見直しを求める	平成28年度に公定価格の賃借料加算が改定されたが、A地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)と比較してB地域(大阪府、兵庫県、京都府など)の改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていない。このため、賃借料の高い大阪では地域によっては(特に都市部)事業者の負担が大きい。特に、待機児童が多く発生している都市部では、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。	事業者負担の軽減につながり、保育所等の設置が促進され、待機児童の解消につながる。	・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) ・特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府字本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪府、神戸市、関西広域連合		酒田市、福島県、ひたちなか市、高槻市、箕面市、島本町、新宮町	〇賃借料加算については、日本全国がわずか8つの地域に分類され、同じ地域内であれば、「駅前」であっても「山間部」であっても保育所所在地の実際の地価は考慮されず、補助額はひとくりに同額とされる。また、そもそも、都道府県単位での4分類について、同一グループ内に大都市と地方が混在するなど、グループの分け方にも疑問がある。国では、平成28年度から家賃補助の増額措置及び賃借料加算と実際の家賃との乖離部分についての補助制度が実施されているが、地域の区分は見直されおらず、課題は以前残されたままである。 〇平成28年度公定価格賃借料加算改定において、本町の位置する都道府県においても改定額が低く、実勢価格に応じた改定になっていないため、事業者の負担が大きい。そのため、事業者の保育所等の設置を妨げており、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保の支障となっている。 〇保育所等の立地については、主要沿線の駅前等利便性の高い場所が求められているところ。賃借料が高いことで運営の見通しがたらず、新たな設置を妨げているところである。賃借料加算の見直しにより、事業者の負担が軽減されることで、設置が促進できる。 〇待機児童解消のためには、公定価格の見直しが必要となる見直しをすべきと考え、意見に同調する。 〇 賃借料加算認定対象施設がないため支障事例は生じないが、実勢価格に応じた改定は必要なものと考えられる。 〇平成27年度に本市において小規模保育事業所を2か所公募した際に、本市の駅前の商業ビルの賃借料が高いため、応募が0になった事例があるので、賃借料加算の区分及び単価が改定されれば、小規模保育事業所等の設置が促進されると思われる。 〇都市部における保育所等施設整備には適切な用地確保が困難な状況となっており、賃借物件による整備が多くなされているものと考えられる。賃借料加算の額改定は事業者負担の軽減を図るとともに、空きテナント等を利用した賃借物件での施設整備を加速させられるものと期待でき、待機児童の解消を図ることができると考える。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
301	日 地方に対する規	医療・福祉	医療的ケア児保育支援モデル事業における補助要件の緩和	この事業は、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用が補助されるが、看護師は「必要に応じて派遣を行う」とされており、医療的ケア児の体調等で事情が変わることが多いため、看護師を保育所等への「常駐」とする形態が必要であることから、これに対して補助をお願いしたい。 一方、民間保育所等が直接看護師を雇い上げた場合は補助対象外となるため、医療的ケア児の受入れを行う民間保育所等が自ら看護師を雇い上げた場合も、補助対象としていただきたい。	家庭の事情や体調不良等で、医療的ケア児が保育所に不在の場合は、看護師の配置は不要ではあるが、例えば保護者の都合により、急に保育所等で受入れを要望された場合の体制を整えておく必要があると考える。 また、地方公共団体が雇い上げた場合を対象としている事業ではあるが、民間の施設でも対象となることで、地域の保育の質の向上に寄与すると考える。	補助条件が緩和されれば、医療的ケア児の保育所等への受入が促進され、医療的ケア児に対する保育の提供が促進される。	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助)について、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、多様な保育促進事業の実施について	厚生労働省	東近江市		ひたちなか市、新潟市、神戸市、北九州市、新宮町	○医療的ケアの実施には、医療事故等への対応の課題もあり、医療機関ではない地方公共団体が雇用した職員で実施していくには課題が多い。 また、地方公共団体で看護師を雇用することは人材確保の点で難しく、また、急な休みへの対応等のために複数人の勤務体制が必要であるが、業務がないのに雇い上げることは難しく雇用する看護師での対応では安定的な医療的ケアの提供は困難である。 医療行為を業としている訪問看護ステーションが活用できるなど、医療事故等への対応(保険加入が可能)にも考慮した体制がとれる補助制度を望む。 また、園が終了した後、就学後の対応も必要であり、ライフステージの変化に合わせて、同様のサービスが利用できるような体制整備が必要であり、本補助制度のみでは対応が難しい。(現在、上記対応で障がい福祉施策で対応可能か検討中) ○派遣の必要がない時でも、看護師を確保しておくことは、自治体では難しい。医療的ケアのために看護師を雇用することは常時あるため、「医療的ケアを実施する看護師の配置」への補助事業であると、現在保護者や施設が負担している衛生材料等の負担が軽減され、受け入れ体制の向上につながるかと考える。 ○本市においても、医療的ケア児の受け入れは喫緊の課題となっている。神戸市では、現在、自主的に看護師を定数外で配置し医療的ケア児を受け入れている民間施設があるが、看護師の配置に対して補助金の交付等を行っていないのが現状である。そのため、国庫補助の対象となれば、民間施設での看護師の配置についての負担が軽減され、または看護師の配置が促進され、もって医療的ケア児の受け入れ可能施設が増加すると考えるため、資市の現案に賛同するものである。 ○医療的ケア児の保育需要は、今後高まっていくものと予想される。記載事例にあるとおり、派遣ではなく常駐であるべきと考えるため、民間施設の看護師雇用に関する補助について要件を緩和し補助対象を拡大することで医療的ケア児の一層の保育の提供が可能となり、保護者の心理的負担を解消し、もって一億総活躍社会の実現に資すると考える。 ○本市では現在、医療的ケア児を保育所等で受け入れている実態はなく、地方公共団体に看護師1名の配置である。しかしながら、医療技術の進歩等により医療的ケア児が増えている現状を考えると、今後は保育所等においても保育が必要な医療的ケア児を受け入れられる体制を整えるべきである。地方公共団体からの派遣だけでは医療的ケア児の受け入れに十分対応できるとは言いがたく、保育所等へ保護者が来所して医療的ケアを行うなど、保護者へ負担をかける恐れがあることと、突発的事が起こった場合に適切な対応を行うためにも看護師を保育所等へ「定数外の常勤」としておくことが必要である。また、医療的ケア児の保育所等への受入を促進させるには民間保育所等も補助対象とするなど、地域の保育の質の向上にもつなげていく必要がある。

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
8	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえで、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	日本型直接支払制度における多面的機能支払を推進するうえで、活動組織の合併に係る支援対象要件を緩和していただきたい。	鳥根県の中山間地域においては、水路系統ごとに多面的機能支払の活動をを行っていることが多く、県内における活動組織の3割が10ha未満の活動組織となっている。これらの小規模な活動組織においては、高齢化に伴い役員又は事務担当者を確保できず活動をとりやめる組織の発生が心配されるため、対応策の1つとして組織の合併を推進している。現状では、広域化の前段階として、近隣組織との小規模な合併をまずは行うケースが多くなっている。一方で、小規模な合併でも合併に係る調整や会合に係る経費は広域合併と同様にかかっているが、現行制度では、活動組織が大規模な合併をする際に助成を受けられる制度となっており、また多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)広域活動組織第3規模2において、「地域の状況において100ha以上200ha未満の範囲で協定の対象と区域の規模を別に定めることができる」とされているため、鳥根県では「要綱基本方針」において、生産条件の不利な農用地等の要件を満たす場合は、広域協定の対象とする区域を下限の100haと定めているが、それでも組織の合併に際して、面積要件がクリアできていない状況である。	中山間地域等では地域の実情に併せて一度に広域化まで目指すのではなく、継続が危ぶまれている組織と近隣組織の合併から進めていくのが現実的であり、小規模な合併に対する支援により活動が継続され農村の持つ多面的機能が維持されるとともに、小規模な合併の推進は将来的に組織の広域化につながるようになる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 多面的機能支払交付金実施要綱	農林水産省	鳥根県、中国地方知事会		山形市、浜松市、豊田市、高松市、宇和島市、佐賀県、熊本県、熊本市、 〇本市においては、5割以上の活動組織が200ha未満であり、広域活動組織化できていない。また、熊本県として、中山間地域は100ha以上であれば広域活動組織を設立できるとされているが、該当の4組織中3組織が100ha未満である。本市としては、規模の小さい組織は広域組織との合併を推進している。広域組織の設立だけでなく、小規模な合併に対する支援があれば、将来の広域化につながると思われる。 〇本市においても、同様な事例は発生しており、中山間地域における広域化は、本制度を維持し、良好な農地保全を持続させる上で大きな課題であると認識している。実際、広域化に向け、組織へ説明会を実施した結果、小規模な合併はみられたが、それ以降の進展は実現できていない。広域化には、何度も会合が必要であり、それに際して日当や交通費など支給されない状況では、広域化推進に支障をきたしていることも事実である。今後、行政サイドの事務費削減の観点においても、中山間地域における活動組織の広域化(合併)は必要不可欠であり、その為にも、制度緩和は必要と考える。 〇当県では、隣接組織の合併事例はまだ少ない状況であるが、一方で高齢化等による役員や事務担当者の確保が困難で活動の継続を断念する組織が見受けられる。今後、広域化を推進していくこととしているが、広域化を行うには合意形成等の解決すべき課題もあるため、要件緩和により隣接組織などとの小規模な合併に対する支援があれば、活動の継続を断念する組織も減少すると考える。 〇本市でも集落間の広域化・合併を次期対策に向けて進めているところである。提案内容にある広域化に向けた助成も必要と考えるが、広域化・合併後に事務を受け持つ団体への助成があること、更に広域化につながることを要望する。 〇本市においては、中山間地域に限らず同様の状況が発生している。そのため、合併に係る支援対象の要件が緩和され、合併後の面積や地域に限定されなく全地域における合併が支援の対象となることを要望する。 〇本市において、近隣3組織に広域化の推進を行ったところ、各組織の活動への考えに相違があり、直ちに取り組むことは困難であるが、将来的には担い手不足が見込まれることもあり、必要であるとの認識は一致している。しかしながら、小規模な組織のため、支援対象要件の200ha以上の面積要件は、困難な状況である。	
150	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業基盤整備促進事業における面接要件の見直し	小規模経営であっても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施できるよう、「農業基盤整備促進事業」の面積要件にため池整備事業と同様に2ha以上の特例を設ける見直しを行う。	本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約1haであり、全国平均の2.5haと比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組みない。	中山間地域など、狭小な農地の多い地域においても、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備が実施される。	土地改良法	農林水産省	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市、関西広域連合	浜松市、豊田市、大阪府、奈良県、鳥根県、鳥取県、高松市、宇和島市、阿波市、高松市、宇和島市、佐賀県、宮崎県、 〇本市にはまとまった経営体が多く、事業採択の面積要件が厳しく基盤整備が進んでいない。特に、冠水被害軽減のため、農業用排水施設の整備を進めるためにも適用条件の緩和を望む。 〇本市では、区画整理された農地は少なく、農業機械の出入りにくい不整地や狭小農地が数多く存在している。農業従事者の高齢化と減少、担い手不足、また、それに伴う耕作放棄地等の増加が進む中で、今後、限られた地域の中心となる経営体が農業を行っていくには、農地の集積が不可欠となっている。そのためには、さらなる土地改良を進め、少しでも耕作しやすい農地を確保していく必要があるが、本市の特徴として、農地が宅地等と混在し、狭小であることから、補助事業の採択基準がクリアできず、苦慮している。 〇本市は、広大な中山間地域を有し、狭小な農地が多く点在するため、事業採択要件を満たさない農地が多く存在する。中山間地の農地保全のためにも採択要件の緩和が必要である。 〇本県でも、農業基盤整備促進事業を取り組む場合、平坦地では、面積要件の5haは比較的満たしやすいが、中山間地においては農家の経営規模が小さいため面積要件を満たすことができず、事業化を断念せざるを得ないケースもあると思われる。要件の見直しを行っていただきたい。 〇本市においても、狭小な農地ばかりが点在しているところが多いため、面積要件の緩和が実現されれば、農業基盤整備の促進が十分に期待できる。 〇狭小な農地の多い地域であり、また、過去にほ場整備が実施された区域も1区画1ha前後であり、所有者も複数存在している。面積要件が緩和されることにより、基盤整備への同意がまとまる可能性が高くなり、小区画ではあるが、基盤整備、利用集積が推進される。また、前例ができることにより、隣接した小区画農地への波及効果も期待される。 〇農地や農道、農業水利施設のきめ細かな整備については、農業基盤整備促進事業の活用が市財政にとっても重要であるが、中山間地域や郊外地の農地面積は狭小であり面積要件に達しないことで、市単独事業を選択していることから、面積要件の緩和は必要と考える。 〇本県の1経営体当たりの経営耕地面積は約0.9haであり、全国平均の2.5haと比較して経営面積が小さい。農地を集約し、農地の有効活用を図るには、地域の実情に応じたきめ細かな条件整備が必要になると考える。 〇中山間地域が80%以上を占める本県においても、狭小な農地であっても地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備の実施が可能となる。 〇本市の1経営体当たりの経営耕地面積は、全国平均と比較し経営規模が小さいことから、事業採択要件に必要な5haの受益面積の確保ができず、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備に取り組みない。 〇本県の中山間地域では地形的条件が厳しい中で営農が展開されているが、狭小な農地が点在していることから、整備の要望はあるものの、面積要件が達成できず、実施区域や整備内容の再検討に時間を要する状況である。 〇本市において支障事例はないが、本市の経営耕地面積規模別の経営体数は0.5~1.0haが29%と最も多く、平均経営耕地面積も1.5haと経営規模が小さい。そのため今後5haの要件を満たせない案件が出ると想定される。 〇本市の1経営体当たりの経営耕地面積は約0.8haと経営規模が小さく、圃場整備率も23.1%と低い状況であることから、地域の実情に応じた基盤整備に取り組みしていない状況である。		
267	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の都道府県への配分について、整備交付金と推進交付金を一括して配分するよう、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を見直し、鳥獣被害対策の効果的な推進が可能となる制度とすること。	鳥獣被害対策は市町村等が作成する被害防止計画に基づき、①侵入防止柵の設置等による被害防除(整備交付金対象)、②緩衝帯の設置等による生息環境管理(推進交付金対象)、③有害捕獲(推進交付金対象)の3つの取組を総合的かつ計画的に実施することで被害防止効果を発揮する。しかし、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、計画に対し個々の配分額に偏りが生じた場合、例えば有害捕獲経費が不足し捕獲が進まないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。 なお、農山漁村地域整備交付金では、農林水産業の基盤整備について、都道府県の裁量による農・林・水横断的な予算配分が可能となっており、農山漁村地域の総合的な整備に効果を上げている。	地域の実情に応じた経費配分の調整によって、効果的な鳥獣被害防止対策の実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第3	農林水産省	富山県	仙台市、川崎市、福井県、長野県、岡山市、高松市、田川市、佐賀県、熊本県、大分県、 〇本県では、インシジブ被害対策として、守るべき農地をしっかりと防護柵で囲み、併設する籾わな等で重に居着いた個体を捕獲するなど、予防対策と捕獲対策を一体的に推進しているが、毎年、整備交付金(防護柵)の入札残を、不足している推進交付金(捕獲報償金)に流用できず対応に苦慮していることや、平成28年度については、補正で配分された推進交付金(捕獲報償金)の不用額を、補正配分が不足している整備交付金(防護柵)へ流用ができて返還し事例が発生していることから、交付金の一括配分を要望する。 〇整備交付金の入札残を推進交付金に充当できれば、更に効率的な予算執行が可能となる。 〇本市においても同様の課題があり、鳥獣被害対策の推進が可能となるよう整備交付金と推進交付金の一括配分による弾力的な活用を図るよう、配分方法の見直しを希望する。 〇国の鳥獣被害防止総合対策交付金の平成29年度の本県への割当内示額は整備交付金、推進交付金ともに要望を大きく下回る状況にある。こうした状況は、年度途中で支援の打ち切りや支援水準の引き下げなどの可能性があり、県内の捕獲従事者からは、特に、年度初めから捕獲圧を高め続けて取り組む必要がある捕獲活動への意欲を大きく削ぐとの声が多く寄せられている。国が年度当初の段階で十分な予算を確保していただくことが最も重要と考えるが、提案事項のように、整備交付金と推進交付金を融通できるようにすることは一定の効果があると考える。 〇本県においても整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)計画に対し個々の配分額に偏りが生じ、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、侵入被害防止柵の設置計画を見直した事例など、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出ている。 〇整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、交付要綱において、相互間の流用もできないと規定されているため、有害捕獲経費が不足し捕獲が進まない、侵入防止柵設置経費が不足し十分な防護効果を発揮できないなど、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進に支障が出る。 〇平成28年4月から県が捕獲奨励金の対象期間を通年化したのに伴い、本市においても通年化した。想定していた捕獲頭数が大幅に増加したことにより、一部当該年度に支払いすることができず、要綱改正により翌年度に支払いすることとした。 〇本県においても提案県と同様に、整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)が個別に配分され、相互間の流用もできないことから、ハード面とソフト面が一体となった効果的取組みの推進が困難となっている。本県の場合、ハード面の配分率に比べ、ソフト面の配分率が低く算定される傾向にあり、おおむね15~20%の差が例年生じている。このため、せつかく侵入防止柵を整備しても、それを有効に生かすための体制作りが不十分となり、総合的な鳥獣被害対策に取り組みない場合もある。 〇整備交付金による防護柵設置事業(ハード)が、市町村の計画変更で予算に余剰を生じているも、現状では推進交付金への流用ができないため、国に返還している。予算流用を柔軟にすることで、その分を捕獲の推進に回すなど、より有効な活用が図られると考える。		

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
26	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件の緩和	空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助について、「ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるもの。」(小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等)との条件の廃止もしくは見直しを行うこと。	【岡山市の事例】 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することが付されている。この条件は、空き家の場所、地域性、町内会等の協力に大きく左右され、かつ改修後10年間の利用計画を考慮する必要がある、所有者にとってハードルが非常に高い。結果、平成27、28年度の実績はなく、町内会等への働きかけを強化したとしても、補助事業の効果は限定的である。 一方、空き家の改修及び利活用は、特定空家の増加を防ぐ観点からも重要であり、単独事業として、1年以上の空き家に対して、地域コミュニティの維持再生の条件をはずし、耐震診断や改修後住宅として利活用する等の一定の条件を付した上で、補助を行っている。 本事業についての利用件数は増加しており、補助申請者が当初見込みを超え、申請を見送ったケースが発生している。(平成28年度補助実績11件。申請を見送ったケース11件)	対象条件を見直すことで、空き家住宅の改修、利活用が促進され、特定空家の増加が抑制される。	住宅市街地総合整備事業制度要綱第25第6項第1号及び第7項第1号 小規模住宅地区等改良事業制度要綱第2第2号、第5号、第6号、第11及び第12第2項第4号	国土交通省	指定都市市長会		山形県、ひたちなか市、桐生市、練馬区、静岡県、大牟田市、久留米市、佐賀県、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当県内の市町村においては移住者向けの空き家改修補助を実施しており、県では県外移住者に支払う補助の1/2を市町村へ助成しているが、国費補助(空き家再生等推進事業)における空き家の改修費補助について、地域コミュニティ維持・再生など公益的な用途に供するものとされている要件を廃止し、一般の住宅改修にも補助要件を拡大することにより、空き家の利活用がさらに促進されるものと考えられる。 ○ 当団体では、空き家所有者と活用希望団体等とのマッチング事業に取り組んでおり、平成28年度に1件のマッチングが実現した。地域コミュニティの維持・再生など公益的な目的で活用する場合、区が改修工事に要する費用を補助するスキームとなっているが、一般的な賃貸借契約が2年間であり、また所有者側、活用団体側双方にとっても10年以上の活用を前提とした合意はハードルが高く、国の補助メニューは利用できなかった。対象条件を見直すことで、空き家の利活用が促進され、管理不全な空き家の発生予防の一助となる。 ○ 当市としては、今年度から当該補助を用いた事業を開始するが、具体的な支障事例のとおり、「10年以上活用されるものであること」に申請を検討している者が難色を示されることがあった。 ○ 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することが付されているが、10年間という期間と用途上の制限が厳しく、補助の活用が進まない現状である。そのため、利用期間短縮や利用用途の拡充など、条件の見直しを求めたい。 ○ 当市においても、補助条件が厳しいため、使用していない。10年以上をせめて5年以上と緩和してもらいたい。 ○ 当団体では、空き家の利活用を促進するため、補助制度を設けている自治体が複数あり、事業期間の条件を5年程度として単独事業としている。空き家所有者へのアンケートや聞き込み調査により、「(高齢といった理由等で)10年先まで縛られることに抵抗がある」という意見が多く、利用促進の観点から補助期間の条件を決定している。 ○ 自治会や町内会(以下「自治会等」という)という単位で活用を行う際に、人口減少の大きい自治会等や、元々人口の少ない自治会等においては、空き家が放置されると、景観を損ねるだけでなく、地域活力の低下につながりやすいため、重要な課題となっている。そういった自治会等が制度の活用を希望する場合、10年間の維持が必要であるという条件を付すと、維持できなかった場合に国費返還を求められるリスクを考慮して、申請を見送る場合も多く考えられる。活用年数の緩和がなされれば、小規模の自治会等でも空き家の活用が促進されるものと考えられる。 ○ 当団体では、市街地商店街の空き店舗及び空き家を特定事業の店舗等として活用するための改修等に係る経費に対し空き店舗等の解消を目的として単独補助を実施している。(平成28年度補助実績0件、平成29年度補助実績2件)今年度の見込や問い合わせも含めると10件近くになるなど、当該補助事業の利用件数見込は増加しているものの、地域コミュニティの維持再生の条件があることから交付申請を見送らざるを得ない状況にあり当該補助事業の財源として国費を有効に活用できない。 ○ 補助金交付後の目的外転用を防ぐために一定期間、活動継続期間を設けることは必要であり、本市の補助金交付要綱においても、活動報告や誓約書等による継続担保を設けている。しかしながら、小規模住宅地区等改良事業制度要綱第12第2項第4号等で設定されている10年間という期間は長く、空き家所有者や地縁団体等から空き家の利活用に関する問い合わせを受けると、10年間という期間に難色を示される方が多く、具体的な協議に移れないことがしばしばある。空き家再生等推進事業における、活動継続期間の要件緩和をお願いしたい。
272	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充	古民家を含む活用可能な空き家等について、二地域居住や子育て世帯のための住居や事業所としても活用できるよう空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充すること。	【現状】 空き家等の増加は、防犯・防災の面から居住環境に悪影響を及ぼし、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下を招く。そのため、空き家の防止や解消は世帯のための住居や事業所としても活用できるよう空き家再生等推進事業の改修後の用途を拡充すること。 現行の空き家再生等推進事業では、空き家等の活用のための改修経費を補助しているが、改修後の用途が、宿泊施設や交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限定されているため、このような課題の解決に十分には対応できない。 【支障事例】 本県では交流人口の拡大のため、二地域居住による都市農村交流や、人口の社会増対策として「カムバック東京ひょうごセンター」による移住の促進(平成28年度実績:相談者数1,445人)など、地方創生の取組を推進している。 この中で、資産価値の高い古民家等を含む活用可能な空き家等については、地域の資源として、安価で広い住居を求める子育て世帯や移住・二地域居住を希望する世帯のための住居として、また、起業や第二創業を図る事業所等として、地域や利用者のニーズにあった形で有効に活用したいと考えているが、空き家再生等推進事業では、これらの用途に係る改修は対象外となっている。 なお、兵庫県では、こうした状況を踏まえ、県独自で「空き家活用支援事業」や「多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業」を実施し、空き家を住宅や事業所等へ改修する者を支援している。	改修後の用途制限が撤廃されることで、住宅や事業所等としての活用等地域や利用者のきめ細かなニーズに対応することが可能となり、地域の活性化だけでなく居住環境悪化の予防を図ることが可能。	・社会資本整備総合交付金交付要綱第6(15)地域住宅計画に基づく事業) ・住宅地区改良事業等対象要綱4空き家再生等推進事業 ・住宅地区等改良事業制度要綱第12の2	国土交通省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	山形県、いわき市、ひたちなか市、桐生市、新潟県、長野県、静岡県、岡山市、大牟田市、久留米市、佐賀県、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当県内の市町村においては移住者向けの空き家改修補助を実施しており、県では県外移住者に支払う補助の1/2を市町村へ助成しているが、国費補助(空き家再生等推進事業)における空き家の改修費補助について、地域コミュニティ維持・再生など公益的な用途に供するものとされている要件を廃止し、一般の住宅改修にも補助要件を拡大することにより、空き家の利活用がさらに促進されるものと考えられる。 ○ 町村部などの人口減少が著しい地域では、人口流出の阻止や移住・定住者の確保が地域的な課題となっており、子育て世帯や移住者などの住宅としての空き家の活用は地域のニーズに合った利用方法であるが、これらの利用方法について空き家再生等推進事業の対象となるかどうかは明確になっていない。これらの用途についても補助対象とし、それを要綱に明示するなど、明確にってもらいたい。 ○ 当市でも空き家改修の補助金を創設し、国の空き家再生等推進事業を活用したいが、改修後の用途が限定されているため活用できない。空き家を住宅として使用する場合、移住目的であれば、補助可能としていただきたい。 ○ 当市では、空き家を体験宿泊施設や交流施設として利用するための改修に当事業を活用しているが、これに加えて、大都市圏からの移住や子育て世帯の住み替えなど住居の用途として利用する場合にも当事業を活用することができれば、中古住宅の流通が促進され、既存ストックの有効活用により地域の活性化や居住環境の悪化防止に効果的であると考えられる。 ○ 空き家の改修後の用途は宿泊施設や交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限定されているため、主としてNPO法人や自治会、地方自治体が活用することが想定された制度と考えられる。そのような分野での取り組みが重要であると認識しているものの、取り組みできる数は限定的であり、増え続ける空き家の対策としては、「空き家に住む」「空き家を事業で活用する」といった、一般市民や営利団体による空き家の活用促進が必要不可欠である。改修後の用途に住宅や飲食店、事務所等を追加することで、空き家の活用事例を、より多くの市民に認識させることが必要であると考えられる。 ○ 当市において、現在のところ、社会資本整備総合交付金とは別枠の「空き家対策総合支援事業」を活用し、空家等実態把握を行っており、改修事業については、今後活用を検討することとしているが、改修後の用途制限が撤廃されることで、より一層の住宅市場の活性化が図れると考えられる。 ○ 当市においては、これまで空き家の利活用に関して、子供の見守りや一時預かりなどの活動に関する相談が多い。都心部では宿泊施設や交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設などといった空き家再生等推進事業で設定している利用ニーズは少なく、目的で合致するものとしてはつどい場など限定的となっている。空き家再生等推進事業における、改修後の用途拡充をお願いしたい。 ○ 空き家住宅又は空き家建築物の改修に関する補助条件に地域コミュニティの維持再生に10年間活用することが付されている。この条件は、空き家の場所、地域性、町内会等の協力に大きく左右され、かつ改修後10年間の利用計画を考慮する必要がある、所有者にとってハードルが非常に高い。結果、平成27、28年度の実績はなく、町内会等への働きかけを強化したとしても、補助事業の効果は限定的である。一方、空き家の改修及び利活用は、特定空家の増加を防ぐ観点からも重要であり、単独事業として、1年以上の空き家に対して、地域コミュニティの維持再生の条件をはずし、耐震診断や改修後住宅として利活用する等の一定の条件を付した上で、補助を行っている。 本事業についての利用件数は増加しており、補助申請者が当初見込みを超え、申請を見送ったケースが発生している。(平成28年度補助実績10件。申請を見送ったケース11件) ○ 市町村からも要望があり、移住者向けの空き家改修についても「空き家再生等推進事業」の対象とされたい。(空き家対策総合支援事業補助金同等の扱いを求める。) 	

環境省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
43	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	動物収容・譲渡対策施設の整備に係る補助金交付対象の追加	環境保全施設整備費補助金のうち、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金交付対象に、県と市町村の共同設置による整備事業を新たに追加することを求める。	<p>【支障事例】</p> <p>大分県では、大分県と大分市(中核市)が共同して動物収容・譲渡対策施設を整備している。</p> <p>(計画概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費は大分県、大分市が各々1/2を負担 平成28年度 設計業者選定、測量 平成29年度 地質調査、設計、建設 平成30年度 建設、供用開始 <p>大分県及び大分市がそれぞれ独自の施設を整備することは非効率であるため、施設整備はもとより運営についても県と市が共同で行う方針である。この方針に基づき、施設については区分所有ではなく持分1/2ずつの共有とする計画であるが、環境省からは、共同設置者の双方が施設整備に係る補助を受けるためには、持分が「物理的」に区分されている必要があり、不明確な場合は一方の自治体しか補助を受けられないとの指摘を受けている。</p> <p>現行要綱により、県のみが補助を受けることとなった場合は、市の負担金をその他の収入として事業費全体から控除する必要が生じ、補助対象経費が大幅に削減されることとなる。</p> <p>獣医師の確保等が課題となる中で、地方の創意工夫によりコスト低減を図る共同設置を案出したにも関わらず、単独設置の場合と比べて不利益を被りかねない状況となっている。</p>	<p>【効果】</p> <p>動物収容・譲渡対策施設整備に係る補助制度が充実することにより、県と市町村による共同設置が図られ、地方の限られた財源や人員を効果的・効率的に投下することが可能となる。</p> <p>【具体的なメリット(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備の共用による整備面積の縮小や設備の数量抑制によるコスト低減 (単独設置の場合と比較して)人員の重複配置が避けられることによるコスト低減 繁忙期の柔軟な人員配置が可能となることによる住民サービスの質の向上 	環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成9年7月4日環自計第208号、環水規第241号)	環境省	九州地方知事会	大分県提案分 地方創生 ※提案募集を提出することについて大分市も賛同 ※民間有識者の意見を踏まえた「おおいた動物愛護センター(仮称)基本構想」により、「大分県と大分市による共同設置・共同運営とすること」とされている。	北海道、岩手県、青森市、川崎市、豊橋市、高松市、松山市	<p>○当市においては、県施設を活用しており、県へは収容などの業務委託を行うとともに、市保健所の分室を施設内に配置しその施設使用料を支払っている。このことにより、独自に設置する場合よりも負担軽減となっており、確保が難しい獣医師についても、県・市相互の柔軟な業務体制ができている。この体制の維持・強化が望ましいと考えていることから、国の補助制度の改正は必要である。</p> <p>○現在、当市では、既存の愛媛県動物愛護センターの有効活用に向け、既存施設等の拡充も視野に連携協議を進めているところであるが、具体的内容にまで踏み込めない状況にある。また、四国四県内においては、香川県と高松市、高知県と高知市が動物収容・譲渡対策施設建設に向けて具体的検討を進めている状況にあり、中核市直属の施設を所有していない自治体は当市のみとなるため、将来的には市主体で県と連携した施設の建設の可能性も考えられる。動物収容・譲渡対策施設整備に係る補助制度の充実、地方の限られた財源や人員を効果的・効率的に投下することが可能となることから、本市においても必要であると考ええる。</p> <p>○当市においても、現在、共同で動物愛護センターを整備中であり、補助金について同様の状況が起こっている。</p>
184	B 地方に対する 規制緩和	環境・衛生	国立公園等整備事業(施行委任)及び自然環境整備交付金制度の運用改善	都道府県が実施する国立公園内の施行委任等において、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう、国庫債務負担行為の設定や事業の事前着工を認めるなどの運用の改善を求める。	<p>【現状】 本県では、国立公園等整備事業の施行委任と自然環境整備交付金事業の活用により、尾瀬国立公園内の施設整備等を実施している。</p> <p>【支障事例】 豪雪地域の山岳地帯である尾瀬国立公園の公園施設建築工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注せざるを得ないため、毎年度入札公告等契約事務を実施する必要があり、契約事務が複雑化している。</p> <p>また、毎年度の契約事務により、受注業者の作業期間が契約事務がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。</p>	<p>国庫債務負担行為の設定による複数年分の施行承認を可能とし、複数年実施要領(施行委任)の工期を要する工事を一括で発注することにより、契約事務の軽減が図られる。</p> <p>また、年度ごとの契約事務がなくなることで、雪解け直後からの工事開始が可能となり、全体の工事期間の短縮や事業費の縮減が図られ、もって、早期の施設共用開始による利用者等の利便性向上が期待される。</p>	国立公園等整備事業実施要領(施行委任) 自然環境整備交付金事業交付要綱	環境省	福島県、栃木県、群馬県、新潟県	岩手県、石川県	<p>○積雪による作業期間の制限等が生じており、事業完了までに複数年が必要となっている。</p> <p>○豪雪地域の山岳地帯である白山国立公園の整備工事については、積雪による作業期間の制限、ヘリコプターでの資機材の運搬による作業効率の低下が生じるため、事業完了までに複数年必要となる場合があるが、その場合でも現状では、建物の基礎や上屋をそれぞれ分割発注せざるを得ないため、毎年度入札公告等契約事務を実施する必要があり、契約事務が複雑化している。また、毎年度の契約事務により、受注業者の作業期間が契約事務がない場合と比べ一月以上ずれ込み、工事の遅延の原因となっている。積雪地帯においては工期が限られることから、柔軟な制度としていただきたい。</p> <p>○当県は国立公園等整備事業(施行委任)において単年度ごとに区間を区切って登山道整備を行っているが、複数年での施工が可能となれば、福島県提案のとおり、積雪による作業期間の制限緩和や、ヘリコプターによる運搬の効率化等が期待できる。</p>	